

# 令和6年度 児童手当制度改革のお知らせ

令和6年10月1日施行

- ・ 高校生年代まで支給
- ・ 所得制限の撤廃
- ・ 第3子以降は3万円
- ・ 年6回（偶数月）支給
- ・ 大学生年代から第1子としてカウント

## 【改正後の支給金額】

区分	3歳未満	3歳から 高校生年代まで
第1子・第2子	月15,000円	月10,000円
第3子以降	月30,000円	

※第3子以降とは、大学生年代以下の養育している子のうち、上から3番目以降の高校生年代までの子をいいます。

改正後の初回の支払いは、**令和6年12月10日（火）**

（10月・11月分）です。

## 【申請手続き】

改正後の支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合があります。裏面を確認し、申請が必要な方は、申請期間内に手続きをお願いします。

### 申請期間（令和6年12月支給分）

令和6年9月2日（月）から  
令和6年10月31日（木）まで

※上記申請期間を過ぎた場合、令和7年2月支給分以降での支給となります。

### 申請方法

- ① 郵送  
又は
- ② 南伊豆町役場  
福祉介護課窓口  
へご提出ください。

## 《問い合わせ》

南伊豆町役場福祉介護課 子育て支援係

0558-62-6233

（受付時間：平日8:30～17:15）

〒415-0392

南伊豆町下賀茂315番地の1

# 申請手続きフロー

現在、児童手当（特例給付）を受給していますか？

はい

いいえ

子どもが3人以上いる

高校生年代以下の子どもがいる

はい

いいえ

はい

いいえ

大学生年代の子どもがいる

①に該当

父母のうち所得が高い方は公務員である

制度改正非該当  
(手続き不要)

はい

いいえ

①に該当

父母のうち所得が高い方は公務員である

はい

いいえ

②に該当

④に該当

はい

いいえ

②に該当

③に該当

※大学生年代とは、平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの方を指します。

1

原則、申請手続き等の必要はありません。  
(※改正事項に該当する場合は、原則、申請不要で増額となります。)

2

公務員の方の児童手当は、職場から支給されますので、手続き等については、職場へご確認ください。

3

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

4

「児童手当認定請求書」「振込口座がわかる書類」の提出が必要です。  
※大学生年代のお子さんを養育しており、お子さんが3人以上いる場合は、③も併せて提出してください。

## 【子どもが別居の場合】

高校生年代以下のお子さんがいる方で、町内・町外問わず住所を別にしている場合は、追加で「別居監護申立書」の提出が必要となりますので、必ずご確認ください。

## 【注意事項】

- ・申請者は父母のうち、**所得が高い方**となります。
- ・所得が高い方とお子さんが別世帯の場合、**所得が高い方の住所地へ申請してください。**